

～あなたの想いを未来へつなぐ～

# 仙台市への遺贈寄附のご案内

近年、家族の在り方の多様化や社会課題への意識の高まりを背景に、ご自身の資産を故郷に寄付する遺贈寄附(※)への関心が高まっております。

仙台市では、「自分が残す財産を、仙台市の未来に向けたまちづくりに役立てたい」というご意志をお持ちの方からの申し出にお応えするため、遺贈寄附の受入を承り、本市の様々な施策に活用させていただいております。

※遺贈寄附とは…亡くなった方（被相続人）の遺言に則り、特定の自治体や団体にその遺産の一部、または全部を寄附いただくこと

## ～寄附金の使い道～

仙台市では、ご寄附いただいた大切な資産を、寄附者様のご意志に沿った目的で活用させていただくため、以下9つの寄附メニューを揃えております。

### 寄附金活用メニュー

#### ①子育て支援の充実

子育てのよろこびを実感できるまちづくりに向け、さまざまな事業に活用させていただきます。



#### ②教育環境の充実

いじめ防止や ICT 教育環境の整備など、本市の未来を担う子どもたちの教育環境の充実などに活用させていただきます。



#### ③安全安心なまちづくり

防犯活動への支援や防災・減災の推進など、市民の皆様が安全安心に暮らせるために行う事業に活用させていただきます。



#### ④健康福祉の増進

市民の皆様が健康で自分らしい充実した生活を送ることができるよう、健康福祉の増進に向けた事業に活用させていただきます。



#### ⑤文化芸術・スポーツ振興

地域における文化芸術・スポーツ活動の振興に向けた事業に活用させていただきます。



#### ⑥自然・環境施策の推進

杜の都を象徴する街路樹の管理や、地球温暖化対策など、自然・環境施策の推進に向けた事業に活用させていただきます。



#### ⑦インフラ整備

市民の皆様のご生活に直結する本市のインフラ整備にかかる各種事業に活用させていただきます。



#### ⑧魅力あるまちづくり

市民活動の促進や地域のまちづくり支援、エリアマネジメント事業など、まちの魅力向上に取り組む各種事業に活用させていただきます。



#### ⑨市政全般

市政全般にわたって、本市がこれからのまちづくりで注力していくさまざまな事業に活用させていただきます。



## ご寄付いただく方法

遺贈によるご意志を遺漏なく実現するためには、遺言書の作成が必要です。費用はかかりますが、信託業務の認可を取得している金融機関や弁護士などの専門家に依頼すると、遺言書の作成や遺言に基づいた資産の相続・寄附の手続きを円滑に行うことができます。

また、仙台市と遺贈に関する連携協定を締結している金融機関では、遺贈に関する事前の相談も受けられますので、本市への遺贈をご検討の方は、お気軽にご活用ください。

～遺贈による寄附の流れ～

1. ご自身の遺産の一部を仙台市に寄付したい。



2. 遺言での寄附について金融機関や弁護士などの専門家に相談する。



3. 遺言書を作成する。



4. 遺言執行者が遺言書に基づき寄附の手続きを行う。

## 提携先金融機関およびお問い合わせ先

仙台市では、下記金融機関と遺贈に関する連携協定を締結しております。遺贈に関してご相談がございましたら、直接金融機関にお問い合わせいただくか、本市までご連絡願います。

### 【提携先金融機関】

七十七銀行 信託相談フリーダイヤル TEL0120-489-877

### 【仙台市担当課】

財政局財政企画課 TEL022-214-8111